

## 周知の埋蔵文化財包蔵地内における工事等の手続きについて

### ・工事等（新築・改築・土木工事等）をする場合の事前相談・照会

工事等を計画される場合には、事前に工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるかどうか確認する必要があります。

周知の埋蔵文化財包蔵地に含まれるかどうかは、『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』により確認する必要があります。『和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図』は、美浜町教育委員会で閲覧できますが、和歌山県のホームページでも公開しています。工事等を円滑に行うためにも、事前の相談、照会はできるだけ早い時期にお願いします。

### ・工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地に該当する場合の手続き

工事箇所が周知の埋蔵文化財包蔵地内に該当した場合、事業者は町教育委員会に工事着工60日前までに所定の届出を行う必要があります(文化財保護法第93条第1項)。この間工事の着工はできません。なお、届出書は、2部町教育委員会へ提出し、町教育委員会を経由し、県教育委員会で工事内容等を検討し、次のいずれかを指示します。

#### ① 確認・発掘調査

工事に先立ち行う調査で、遺跡の内容を把握するための部分的な発掘を行う確認調査と、記録保存のための本発掘調査があります。

#### ② 工事立会

工事箇所を、町教育委員会及び県教育委員会の担当職員が立ち会い、必要に応じて記録の保存を実施します。

#### ③ 慎重工事

包蔵地内であることを認識して、文化財に影響を与えないよう慎重に工事を実施してください。工事中、埋蔵文化財を発見した場合は、直ちに工事を中止し町教育委員会に連絡してください。また、届出時と掘削範囲や掘削深度が変更になる場合、再度届出が必要となります。

・提出書類について

届出に必要な関係書類は次のとおりです。

①埋蔵文化財発掘の届出（指定の様式）

②土木工事を行う位置図・付近見取図

③土木工事等の概要書類・図面

（土地利用計画図・建物配置図・建物の平面図・立面図・基礎図・地中埋蔵物に関する図面等）

提出部数 2部

・埋蔵文化財包蔵地をホームページで閲覧される場合

和歌山県教育委員会文化遺産課 和歌山県埋蔵文化財包蔵地所在地図

<http://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/500700/maizou/maizou.html>

・埋蔵文化財包蔵地を直接閲覧される場合

工事等予定のわかる地図(住宅地図等)をご持参のうえ、教育委員会教育課(中央公民館)までお越しください。

問い合わせ先 美浜町中央公民館 (和田 1138-177)

TEL 22-7309